

## 近世初期、沖積低地村落の景観と耕地拡大

—紀州海士郡木ノ本村の場合—

藤 本 清二郎

はじめに

現和歌山市木ノ本地区は、紀ノ川河口近い北岸の、同川流域から少し西に離れた地域に存在するが(第1図)、近世紀伊国海士郡木ノ本村はこの地に該当する。この地はかつて縄文期には二里ヶ浜の砂洲で囲まれた紀の川河口の「紀伊湾」内にあつたが、徐々に海岸線が後退して陸地化した。奈良・平安期、紀ノ川は平井津・「紀伊湊」を経て、和歌浦湾に注ぐという流路(現和歌川)であり、木ノ本地区は砂洲の後背湿地であつた。<sup>(1)</sup>戦国期、紀ノ川の流路(本流)は梶取・狐島から離れたが、当地区はおおむね後背湿地の状態が続いた。<sup>(2)</sup>このように自然環境の変化により木ノ本村の耕地開発の条件も変化してきたが、まず八〜九世紀には木本郷に南都の大安寺の墾田が開発された。しかしその後は中絶し、一一世紀後半から一二世紀初頭期に東大寺を本家とする大和国崇敬寺領の木本荘が成立した。<sup>(3)</sup>西ノ庄・木ノ本地区内に条里の痕跡が残ると指摘されている。<sup>(4)</sup>紀ノ川北岸には南海道が通り、紀ノ川河口部北岸隣



第1図 近代木ノ本村の周辺地形図

接地域は大和の中央政治勢力によって古代・中世に荘園開発がなされた歴史を持つ地域であった。

降って近世には、和歌山城・城下町の形成により、紀の川河口地域の中心が紀ノ川河口部南岸に移り、北岸は近郊農村と位置づけられることとなった。徳川政権下浅野氏による紀伊国領内一斉検地が慶長六年（一六〇一）に実施され、村高二三五六石余の「木本庄木本村」が確立した。ちなみに元の木本庄の西部は「賀太庄西庄村」（一一七六石余）として定立した<sup>5)</sup>。また、この木ノ本村（右「木本村」、以下「木ノ本村」）の内に含まれていた榎原村・小屋村集落が「寛永年中」（一六二四～四四）には木ノ本村から「分村」した（『紀伊続風土記』巻二三、臨川書店復刻版を

使用)。すなわち高分けがなされ、榎原村・小屋村は村高を持つ村として独立した。

近世期の木ノ本村については、これまで村落構造や商業的農業、さらに維新期・明治前期の地主制の展開についての研究が行われてきた。<sup>6)</sup>しかし、木ノ本村の領域、同村の土地構成の分析等、全体を議論するための基礎的な分析は充分なされていないとは言い難い。村の領域が広い上、検地帳・人別帳という基本史料の不足などのため、正面からの村落分析が避けられた感がある。本稿では木ノ本村という近世村落の推移の全体を見通すため、基礎作業としてまず近世初期における同村領の確定、景観の復元(歴史経過を含む)を行う。<sup>7)</sup>

なお、本稿表題の「低地」とは、木ノ本村領内の集落が山麓堆積地(扇状地)にあり、耕地が古くは(原始)海浜地であり、その後砂洲後背湿地となり、山麓との中間地帯に氾濫平野・微高地が存在することから、村の領域全体の特質を表す用語として「低地」を用いた。<sup>8)</sup>

分析対象の史料と研究方法については、次章で述べる。

## 一 史料と方法

和歌山市木ノ本の高橋家及び木ノ本区有文書は現在、和歌山県立文書館(以下「文書館」と略記)と和歌山大学紀州経済史文化史研究所(以下「紀州研」と略称する)に保管・所蔵されている。<sup>9)</sup>

本稿では、文書館寄託史料の内、延享元年(一七四四)〔検地帳〕(二九八番文書、以下「文二九八」と略記)・(登録時)年不詳〔検地帳〕(文三〇二)と、紀州研所蔵「高橋家資料」の内、明治七年(一八七四)「第二大区三小区木ノ本村榎原村古屋村三ヶ村全耕地図面」(配架番号A三二三、以下「紀A三二三」)を主たる分析対象とする。

まず「検地帳」と「耕地図面」について少し詳しく説明しておく。文書館保管の「検地帳」は二分冊となってい

る。後編(文二九八)の末に「延享元年子十一月」と作成年時が記され、「木本村庄屋源太郎、同村肝煎源助、同源四郎、同市郎右衛門、五人組頭利兵衛、(以下「五人組頭」略)、大庄や高橋十太夫(中略)貴志市左衛門」という合計四五人の署名がある。この後編には、地番九二一から一七八一番までの筆についての小字・面積・石高・所持者名が記されている。

一方、前編(文三〇一)については、地番一から九二〇番までの筆についての記載が確認されるが、文書目録登載時には後編との関係が検討されることなく、年代の手がかりがなく年不詳とされた。しかし、地番が続いていること、筆跡・様式が同一であり、間違いなく二冊は二分冊の前編・後編である<sup>10)</sup>。この両冊を延享検地帳と呼ぶことにする。両冊ともに、厚めの外表紙は前・後とも欠脱しているが、永年の使用により損耗し、外表紙が滅失したとみられる。子細に見ると綴じ紐部分に外表紙の痕跡が残されている。

さて、一七世紀前半期に木ノ本村の内から榎原村・小屋村が分村したことは先に触れた。慶長検地帳の木ノ本村高は二三五六石余で、この内から両村民所持高が引き去られたが、一九世紀初め頃には木ノ本村一四九一石余、榎木原村五六五石余、古屋村三七五石余、合計二三四一石余であった(『紀伊続風土記』同前)。延享検地帳の末尾には一四八六石三二六と記されているが、この高は分村独立した二か村の村民が所持する高を慶長検地帳の高から引き去った残りの高に該当する。

二か村が分村された以降は慶長検地帳の榎原村・小屋村村民が所持する筆記載(字・高・畝・所持者名)には白い紙が上に貼付されるか、付箋で該当箇所が明示されたものと推測される。一定時間後には(二ヶ村分を除いた)清帳が作成されたかもしれない。

その後、元禄一〇年(二六九七)には紀伊徳川家領内で一斉に「検地帳写」の作成が実施され、この時に地番を付した検地帳が新たに交付された<sup>11)</sup>。新帳では人名欄の上位に慶長六年段階の所持者名が、下段に元禄一〇年段階の所

持者名が記された。それから約五〇年が経った延享元年（一七四四）に、地番や兩年度人名などの記載は変更されず  
に「検地帳写」が新調された。これが現在残されている延享検地帳である。

したがって、延享検地帳の一筆ごとの小字名・地種・面積・高・上段の名請人名は慶長検地時のものであり、こ  
れらの分析を通じて、近世初期（一七世紀初め）あるいはさらに遡って戦国期、一六世紀頃の同村の景観等を知ること  
ができる。

この二分冊の延享検地帳を、かつての所蔵者であり、郷土史研究者でもあった高橋進氏は全ての内容を筆耕して  
いる。筆耕原稿<sup>12</sup>は厚紙の表紙をつけて綴られている。数値は全て算用数字横書きである。同氏は土地所持者記載（上  
下二段）については、上段を慶長六年（一六〇二）年時の名前であり、下段は冊子の作成された延享元年（一七四四）の  
人名としている。しかし庄屋・肝煎・五人組頭二一名の名は明らかに延享元年の署名者であるが、その名は検地帳  
下段の居屋敷所持者（一〇五名）として名前が見えない場合が一〇例ある。すなわちこの下段の名前は延享元年段階  
ではなく、元禄一〇年段階の人名である可能性が高い。家長名は襲名されるため、約五〇年後も同一人名となる場  
合もあるが、庄屋家・肝煎家・五人組頭家の交替があり、約半数が一致しないのである。

次に空間分析を行うための手がかりとなる明治七年（一八七四）「紀伊国名草郡木ノ本村并<sup>榎原村</sup>小<sup>榎原村</sup>三ヶ村耕地全図」  
（前出紀A三二三、内題）について説明しておこう。同図は紀州研所蔵高橋家資料にふくまれ、青焼き湿式感光紙に  
印画され、複数枚を貼り合わせた約二m四方大のものである。図（北が上）の右上には、

海部郡小屋村所有

緒言

此地図ハ三ヶ村入交ニ付、毎地ニ左ノ如ク村頭文字ヲ認入、諸官ニ供ス、

木 木本村、小 小屋村、エ 榎原村 （村名は並列記載）

右図面參枚調整シ、壹枚ツ、各村ニ配布シタリ、

と記され、続いて田・畑・宅地・道路等の種別の色分け表示の凡例が示されている。画工畠山玄龍の記名があり、小屋村副戸長二名・榎原村副戸長二名、木本村副戸長三名、小屋村戸長、榎原村木本村戸長が署名押印している。この記載の最末に「明治七年第九月」と年紀がある。

すなわち、近世初期は一か村であったが二ヶ村が分村し、土地所持が錯綜していることに鑑み、地租改正事業をより円滑に進めるために三ヶ村が共同して図面の区画ごとに所有者の区別を明示した。なお、近世初期の分村は土地の村区分を確定したものであり、土地の所持者の帰属は問題とならないので、例えば「木」と記された土地でも小屋村村民が所持者である場合、また逆の場合もある。木ノ本村では寛政五年（一七九三）に名寄帳が作成（新調）されているが、五分冊の一冊は「入作名寄帳」（文三〇〇）で、木ノ本村の内四一筆（二九九石余）が周辺村からの入作となっている。分村後、土地の村帰属と入作者の存在は別問題であり、この絵図では前者の区別を明示している。この絵図に記された木ノ本村に帰属する土地（村領地）は全て延享検地帳に記載されている。したがって（逆に）延享検地帳登録の耕地が（地番を手がかりとして）地図上の何れに存在するかを確かめることができる。また検地帳の小字を地図上に復元することができるのである。

とはいえ、土地は二五〇年近い間に譲渡や売買、相続により所持者がしばしば変更され、証文に転記されている。同じ石高の場合、小字名や地番が入れ替わり錯綜する場合もある。合筆・分筆がなされても石高は年貢負担に直結するから蔑ろにはできないが、地番や小字については正確な情報が伝えられない恐れもある。検地帳の各筆に記された小字は多くの場合複数回登場し、ほとんどの場合ほぼ隣接している。したがって、（地番に従えば）ある小字が離れた場所に見出される場合は、何らかの錯誤が生じている可能性がある。このような場合はある筆に記された小字の場所認定は保留される必要がある。

また近世を通じて耕地は分筆化される傾向がある一方で、地番の異なる分筆化された複数の耕地片がある一人が所持し、土地区画を一括して利用し、さらに譲渡・売買する場合がある。この結果、明治七年の耕地境界線内に複数の地番片がふくまれることになり、地図一区画内に地番が列挙される。このような事実上の合筆状況で、小字識別は困難である。しかし周辺の小字と地種把握が可能な場合はこれを援用して小字および田畑区別の判断を行った。

言うまでもなくこの図は明治七年に作成され、当時の状況が描かれているのであるが、小字の分布や田・畑の地種は(多くの場合)慶長検地時の事情が反映されているとみられる。しかし、村落景観上重要な寺社や池等の水利施設、山林や海岸線の形状、田畑の分筆境界線等は明治七年段階の、変化した結果の形状を示している。海浜や山間の耕地開発の最前線も明治七年段階の状況を示しているが、逆に、すでに消滅した慶長検地時の耕地は描かれない。それを知る手がかりはない(類推によらざるを得ない)。

なお、元禄一〇年の検地帳写しにはそれまで一七世紀中の開発成果は登録されておらず、直後の元禄末期、宝永年間の検地で追加登録されるのが原則である。一方、一七世紀の間に耕作地の荒廢化が生じているが、荒廢状況はそのものとして書き上げることになっている。元禄期の慶長検地帳写しでは高の変更(拡大)を求めているのである。したがって海浜部や山間部に新開地があるとすればそれは慶長検地時の状況と理解される。

## 二 小字の分布と村落景観

### (1) 小字の復元

第1表は延享検地帳に登場する九九の小字を一覧にし、A～E地区に分け、面積・筆数を整理したものである。筆数の多さはある程度面積の大きさ、広さに通じると理解されるが、筆数が二〇筆以上の小字が三三(内三〇筆以上

第1表 木ノ本村の小字・種別面積一覧表

単位畝(歩切捨)

地区	番号	小字名	田	畑	合計	筆数
A	1	宮ノ前	208	4	213	37
	2	北山田	196	6	202	21
	3	山田	39	2	41	10
	4	かちかいと山ノすそ	0	21	21	13
	5	ひろはたけ	23	6	29	7
	6	堀端	13	0	13	3
	7	鍛冶垣内	0	380	380	87
	8	村之内	0	118	118	50
	9	東ノ口	167	9	176	39
	10	山はた(畑)	0	31	31	7
	11	別所口	2	32	34	7
	12	別所畠	26	99	127	25
	13	おくノ別所	8	0	8	2
	14	西ノ垣内	0	52	52	13
	15	苗代	21	0	21	6
	16	鳥(厩)ノまへ	0	35	35	8
	17	西ノ口	185	0	185	21
	18	前田	263	0	263	47
	19	見台口	22	1	23	5
	20	中ノ坪	68	0	68	14
	21	内尺	234	0	234	24
	22	つく田	1	97	98	14
	23	小塚	218	2	221	20
	24	西横田	88	0	88	8
	25	東よこ田	215	13	228	25
	26	正こ	133	4	138	17
	27	岩目	155	88	241	44
	小計	2285	1000	3288	574	
B	28	天神ノ前	47	7	54	19
	29	天神橋	11	0	11	1
	30	とのとひ	61	0	62	6
	31	くにか坪	51	4	55	12
	32	安楽谷	17	3	21	10
	33	安楽山ノ口	0	8	8	3
	34	清水	129	2	131	29
	35	森塚	105	24	129	29
	36	かた山	0	50	50	14
	37	しゃかのこし	2	19	21	6
	38	金山	80	0	80	9
	39	川はた	26	0	26	5
	40	谷川橋	22	0	22	4
	41	岩口	276	29	208	43
	42	(岩口)苗代	6	0	6	2
	43	よそかいと	0	50	50	11
	44	せんたのき	31	0	31	7
	45	ミそた	6	0	6	2
	46	なむらた	12	0	12	2
	47	成福寺垣内	2	45	48	7
	48	仁王前	13	30	43	9
	49	三(参)道前	0	49	49	10
	50	土ノ上	0	101	101	26
	51	石橋	108	42	150	23
	52	大衆寺垣内	1	26	27	6
	53	室かいと	6	56	63	9
	54	ことのみ	114	0	114	22
	55	室ノ前	182	17	200	27

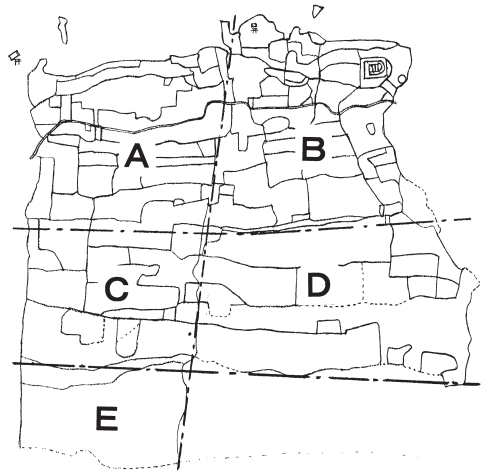
地区	番号	小字名	田	畑	合計	筆数
B	56	中え(江)田	75	64	140	31
	57	けなし	15	14	29	8
	58	松本	134	11	146	17
	59	うつわ(渦輪)	334	0	334	44
	60	小橋	51	21	72	11
	61	小嶋田	10	13	23	6
	62	狐塚	141	0	141	16
	63	え(江)田	186	91	277	47
	64	西さけ	0	33	33	5
	65	沖城	0	200	200	30
	66	前嶋	79	121	200	52
	67	すな	24	11	36	4
	68	しんきやうめん(心経免)	16	2	19	4
	69	角折	49	14	64	9
70	塚屋	0	45	45	7	
71	地藏免	0	39	39	4	
72	うちへ(内江)	55	43	99	20	
73	横堤	0	42	42	6	
	小計	2477	1326	3717	674	
C	74	辻堂	18	40	58	11
	75	金善堀	167	165	332	62
	76	高田	16	152	169	23
	77	牛飼免	63	0	63	7
	78	梅木	73	24	97	22
	79	西小松	136	0	136	13
	80	畑尻	169	9	178	33
	81	しゃつか(蛇塚)	(18歩)	1	2	2
	82	蓮池	41	0	41	10
	83	松ノ和田	74	0	74	8
84	うるす(渦洲)	79	0	79	7	
	小計	836	391	1229	198	
D	85	辻道	6	21	27	5
	86	榎原田	2	130	133	21
	87	広瀬	84	91	175	19
	88	北内座(なぎさ)	79	52	131	21
	89	くたか坪	4	49	53	10
	90	長田	0	17	17	2
	91	しを(塩)田	71	125	197	38
	92	半田	83	10	93	13
	93	大橋	60	0	60	7
	94	東なかミ田	84	0	84	6
	95	大ごも	97	0	97	10
	96	樋口	31	38	69	8
	97	西蟹田	335	0	335	42
	98	蟹田	148	0	148	16
	小計	1084	533	1619	218	
E	99	小屋ひらき	34	0	34	7
	合計	13398	6500	19740	3335	
	厩屋敷	248	0	248	105	
	総計	6964	3250	10135	1776	

「延享元年検地帳」より作成

小字の田・畑いづれかの面積が全体の9割以上の場合太字で表示した。

地区ごとの一筆の平均は、A：5.7畝、B：5.5畝、C：6.2畝、D：7.4畝、E：7畝





明治7年(1874)「第三大区三小区木ノ本村榎原村  
古屋村耕地図面(複写)」(紀 825)を基図とし、小  
字図を作成の上、A～E区画線を記入し作成。

第2図 近世木ノ本村地域区分図

が一五)、一〇筆以上、二〇筆未満が二三、一〇筆未満の  
小字が四三であり、狭い範囲の小字が四割以上と多く、  
筆数が多く広い範囲の小字が三分の一を占める。前者は  
近世初期以前(古代・中世)の地形や旧利用形態、施設等  
を示す。これに対し、後者は小さな小字名である鳥居や  
辻堂などの景物、点的な施設の存在を示すという対照を  
見出すことができるように思われる。

表中A～Eの区分は、木ノ本村の領地を地理的条件(東  
西南北、山側・海側)や田畑の構成比などの諸要素を視野  
に入れ、第2図のように五ブロックに分けたものである。  
五ブロックを比較するとつぎのような点が指摘される。

一筆の耕地の大きさは、B A C D Eの順に大きくなる。

ことにB A地区ではより古くから人々の諸種の土地利用が盛んに行われ、目的に応じて土地一筆は細分化され、一筆の面積が小さくなる傾向が生ずると理解される。C地区には隣接他村民所持となった同一小字がかなり多数存在すると見られるので、その数値はさらに大きくなるであろう。D地区ではむしろ他村民(榎原村)所持地の方が大きく、一筆の面積は大きくなるであろう。E地区は(トレンチを入れたかのような)一部しか判明しないが、用益度が低く一筆の面積が大きいであろう。このようにB A地区とC D E地区の耕地一筆の大きさの違いがあり、後者の方が相対的に大きかった。

田畑の面積比はおおむね二対一で、地区ごとの数字上の差は顕著でないが、質的な差の存在が予想されるが、こ

の点については後に具体的な検討を行う。

第3図は地番を手がかりに小字の位置と大凡の範囲(推定を含む)を示したものである。木ノ本村全体の小字図であるが、はじめにで紹介した慶長検地帳の内容を反映する、延享の検地帳に記された地番を手がかりに、小字名を明治七年の耕地図面に書き込んで作成したものである。

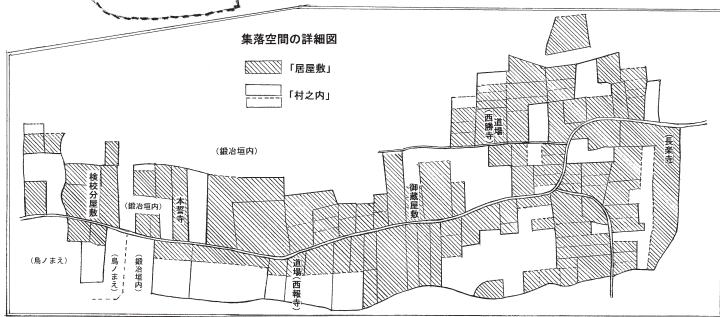
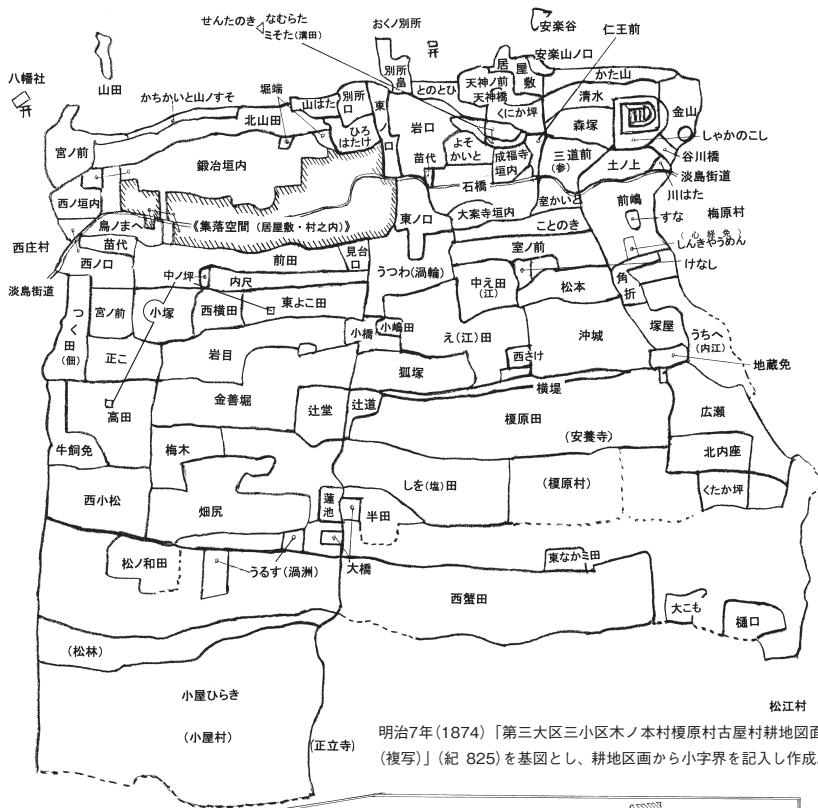
小字名はその性質から以下のように大別される。①かつての自然地形に規定された、「え田」<sup>(江)</sup>、「うつわ」<sup>(渦輪)</sup>、「広瀬」<sup>(江)</sup>、「前嶋」など。②社会的な勢力、地域の神社に関して成立したもの。「宮ノ前」(八幡社)、「天神ノ前」<sup>(釜山)</sup>、「成福寺垣内」<sup>(釜山)</sup>、「大安寺垣内」<sup>(釜山)</sup>、「三道前」<sup>(釜山)</sup>、「仁王前」<sup>(釜山)</sup>、「地藏免」など。③古代・中世に設置されたに施設に関するもの。「金山」古墳・「しやかのかのこし」・「森塚」<sup>(釜山)</sup>、「室垣内」<sup>(釜山)</sup>、「横堤」など。④集落に関するもの。「鍛冶垣内」<sup>(釜山)</sup>、「西ノ垣内」<sup>(釜山)</sup>・「東ノ口」<sup>(釜山)</sup>・「西ノ口」<sup>(釜山)</sup>、「見台口」<sup>(釜山)</sup>、「村之内」<sup>(釜山)</sup>等。⑤農業経営、開発に関するもの。「苗代」<sup>(佃)</sup>、「つくた」<sup>(佃)</sup>、「牛飼免」<sup>(佃)</sup>、「堀端」<sup>(佃)</sup>、「別所」<sup>(佃)</sup>、「金善堀」<sup>(佃)</sup>、「樋口」<sup>(佃)</sup>、「小屋ひらき」<sup>(佃)</sup>等。⑥田畑の形状等の名称。「広畑」<sup>(佃)</sup>・「横田」<sup>(佃)</sup>・「高田」<sup>(佃)</sup>・「半田」<sup>(佃)</sup>・「前田」<sup>(佃)</sup>。⑦現在地形によるもの。「西小松」<sup>(佃)</sup>・「畑尻」<sup>(佃)</sup>・「松ノ和田」<sup>(佃)</sup>等。

以下五地区ごとに地区の特徴と歴史について考察を勧める。

## (2) 八幡社と集落空間

一 一世紀半頃以降に木本荘が成立したことから八幡社の勧請はその頃であり、山麓における集落の形成もその頃に始まると見られる。一一、一二世紀段階の荘民の集落形態は不詳であるが一七世紀初期の段階では、淡島街道沿いに一〇五筆の屋敷地(検地帳では「居屋敷」と登録、表記される)が存在し、一見街村の様相を呈している。「集落空間」は東西約六〇〇mで、西外側に「西ノ口」、東外側に「東ノ口」という地名が存在し、集落としてまとまった形をなしているが、この集落部分について詳細を見ると、次のようなことが分かる。第3図下部の囲み内に「集落

近世初期、沖積低地村落の景観と耕地拡大



下部二重線囲み図は上図の集落空間(ケバ田み)の詳細を示したもの。

第3図 近世木ノ本村の小字図

空間の詳細図」を掲げた。

この集落内には淡島街道沿いに大きくは西・中・東の三屋敷群が見いだせる。西の屋敷群には「検校分屋敷」(七畝余)があるが、「検校」は荘官名で、その屋敷地は八幡宮の麓にあり、荘園村落の形成期の姿を示している可能性がある。西の屋敷群の東端に本誓寺がある。近世後期には浄土宗西山派総持寺の末寺となっているが(『紀伊続風土記』同前)、中世に遡った当初の状況は不詳である。本誓寺の東は畑地(「村之内」)であるが、ここまでの屋敷群には近世初期一四筆の「居屋敷」(屋敷地)が存在する。注目すべきは、これらの屋敷地の間に畑地が存在することである。このことは北から広く続く「鍛冶垣内」や南西に続く「鳥ノ前」という畑地の中に屋敷地が作られていったことを推測させる。この屋敷群は「初期の屋敷群」であろう。

次に、その東に続く屋敷群は西端に極めて大きな二筆の屋敷地(方形<sup>13)</sup>)があり、淡島街道沿いに、街道東の分岐地点辺りまで稠密に屋敷群が続いている。この屋敷地群の中には「道場」があり、近世になり、「御蔵屋敷」(藩の施設が置かれている。「道場」は後に西報寺となるが、天文年中(一五三二―一五五)刑部右衛門開基で、鷲ノ森御坊三六ヶ寺の内(後には浄土真宗東派本願寺末、『紀伊続風土記』同前)とある。要するに戦国期の雑賀一向勢力の一部をなしていた。街道沿い周辺住民も同勢力下であったことが推測される。この中地区の屋敷群は戦国期の形成で西地区の屋敷群よりは遅いと理解される。

次に東の屋敷群であるが、街道から南への分岐と北西への分岐を取り巻く屋敷群である。ここにはもう一つの「道場」があり、後に西勝寺と称するが、浄土真宗西派本願寺末で、同寺の永正一四年(一五一七)の実如裏書「阿弥陀ノ影像(絵像)」に「紀州海部ノ木本之荘舟津道場」とある。この時期に(微高地である)当立地点が「舟津」と呼称されたとは考えがたく、絵像下付時は村領東端(第3図右端)の「前嶋」「谷川橋」「川端」か「内え」(江)「広瀬」辺りに存在したと推測される。すなわち、当地点への移動は一六世紀初め頃より降ると推測され、周辺屋敷群の形成も中

の屋敷群より遅いと解釈される。また後の長覚寺はこの地には未だ存在しない。村の東の谷川村にあったが、谷川村自体が退転したと伝え、移転したと推測される(『紀伊統風土記』同前)。東地区屋敷群には村領東部からの移住が含まれると見ることができよう。

西地区と中地区の間には、街道北側には四畝二四歩(一筆)の畑地(小字「村之内」)があり、また街道南側の並ぶ屋敷地の南側には、一筆が四畝余・八畝余のかなり大きな畑地(いずれも「村之内」)が五筆並んでいる。有力な荘民が屋敷地と畑地をセットで保有した時期があったと推測される。中地区と東地区の間にも畑地が街道ノ南北に広がるが、筆数は二〇数筆におよび、(南端の六畝余一筆を除き)一畝未満を含み、一〜三畝程度であり、相対的に小さい。東地区にはさらにやや広く分散して畑地(「村之内」)が存在している。

全体として集村化する傾向を読み取れるが、かならずしも街村ではなく、三様の成り立ちを異にする屋敷群が立ち並んだ結果、全体がひとまとまりに見えるのである。

ちなみに、御蔵屋敷を除いた「居屋敷」の筆数は一〇四筆であるが、同一人が複数所持している場合があり、居住者(所持者)は七二軒である。一反歩以上所持者が二軒、七畝〜一反未満が七軒、五畝〜七畝未満が八軒、一畝〜三畝未満が五二軒、一畝歩未満が三軒というような分布である。七畝以上の大きな屋敷地を持つものが九軒(一割以上)で、屋敷地の階層差も大きかった。また七割以上が五畝未満であるが、全体として、間口狭小で階層差が比較的僅少な都市的な景観とは異質である。

集落空間の北側には畑地(「鍛冶垣内」)が東西に拡がり、南側には「前田」・「横田」・「岩目」などの田地がすでに室町期か戦国期に開発されていた。近世初期段階ではさらに東部(D地区)の「江田」・「松本」等の地区に延びていた。中世のある段階で、集落と耕地でまとまった村落世界が形成されていたことが認められる。その集落世界は八幡社の麓、街道沿いに結集する傾向が進行していた。

(3) 天神社・沖城と垣内

「宝永年中改之写 野合通ひ道定帳」(紀四二A)に綴り込まれた天明二年(一七八二)三月「控写し」の「田地あさ名并北山あさな書上」(以下「あさな書上」と略)には次の記事がある。

一天神谷 是ハ木本村ガ子丑ニ当リ、但古来天神御座候由、只今ハ退転仕候、又ハ此谷ニ池壺ケ所御座候、一権現山 是ハ木本村ガ丑ノ方ニ当、峯ニ権現御座候、

この記事から延享検地帳(慶長六年)に見える「天神ノ前」「天神橋」の根拠となる天神社が存在したことが確認される。その所在地は不詳であるが、天神谷が谷奥にあるとしても、天神社は人里に近い所に勧請されたと理解される。小字「天神ノ前」田地のすぐ後ろの山の中腹に立地していた可能性がある。

ちなみに、明治七年作成の「三ヶ村耕地図」の右上部(北)山腹に小さな長方形□と鳥居マークが記されているが神社名は記されていない。これは引用後半の権現山・権現社であろう。『紀伊続風土記』には「権現社 村北にありて境内除地なり」(巻二三、木本村の項)とある。検地の行われた慶長六年(一六〇二)当時、権現山であったか否か不詳であるが、当時あるいはそれ以前にこの山の一角に天神社があったことは確かである。検地帳の小字の存在によって、山名を伝えた伝承が確実な事実として証明されたと言えよう。とすれば、天神社を祀った里人あるいは在地領主はどこにおり、どこへ行ったのであろうか。

次に、天神社関係の小字地のすぐ南に「成福寺垣内」がある。この字地の東側には「仁王前」「三道前」という小字がある。先の「あさな書上」には、「成福寺垣内」に関して「此内ニ昔淨福寺(成)と申寺御座候由申伝へ候」とかつての存在伝承を伝えている。また「仁王前」について「古(仁)ニ王堂御座候由申伝へ候」と、「三道前」について「此坪ノ内ニ古(仁)辻堂御座候由申伝へ候」と伝えている。仁王堂があるが、それは城福寺関係と理解され、「三道」は「参道」であり、東から参道・仁王門・成福寺境内と並んで存在したと考えるのが自然である。

同じく「大安寺垣内」に関わる大安寺について「古大安寺と申寺屋敷にて御座候由」と伝えるが、今日の研究では、初期荘園である大和大安寺領は継続せず、一一、一二世紀にあらたに領域型荘園としての木本荘の展開が始まるので、これは「古大安寺」ではなく、そのいわれに注目した後世の寺院が「大安寺」を名乗り、存在したのではなからうか。

B地区には「松本」「沖城」という字がある。「あさな書上」には、前者に関して「此内二城御座候由申伝へ候」とあり(「沖城」との記載違いの可能性は低い)、ともあれ、何らかの軍事拠点や関係施設があったと理解される。さらに「横堤」は形状からも防御施設と考えられる<sup>(16)</sup>。この他、「よそかいと」「室かいと」や「塚屋」などの小字名から室や塚屋(墓所)などの諸施設や諸職従事者住居があったと推測される。

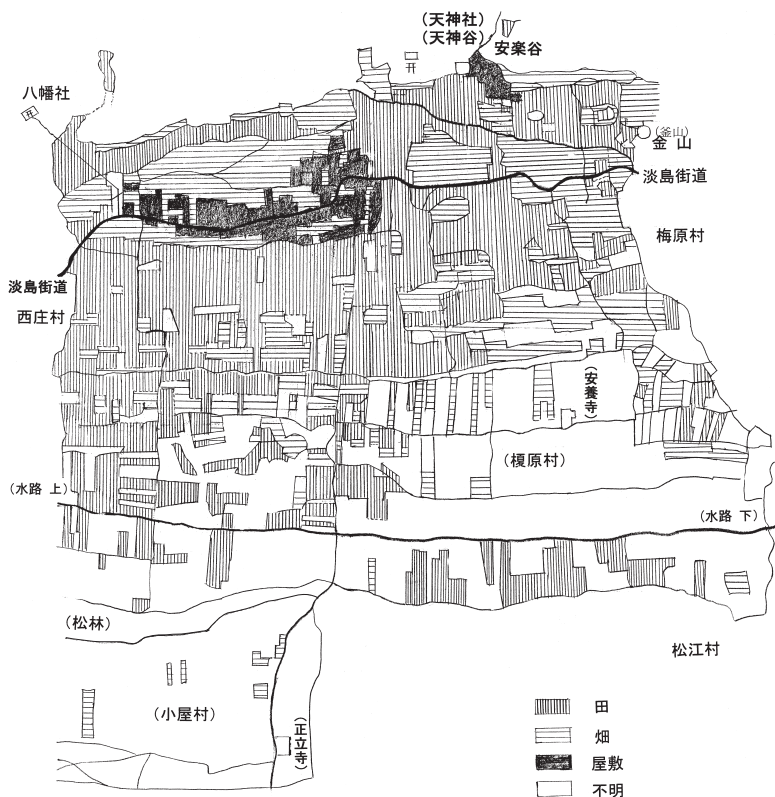
以上のように、字名の残存からB地区には在地領主支配関係者や諸職従事者が存在し、A地区とは異なる世界が展開した可能性がある。同時に、近世になるとそれら居住者の多くが街道沿いの集落に集中した。このような流れが近世化であったことが分かる。

### 三 耕地分布の構造

#### (1) 地種別耕地の分布

延享検地帳(慶長6年の記載)に登録された、木ノ本村の田・畑および屋敷地の分布を示したのが第4図である。図中の筆界は、確定的な場合は実線で示し、断定できない場合破線で示してある<sup>(18)</sup>。

全体としてみた場合、(i)山沿い東西に田地があり、(ii)その南の東西(集落を含む)に畑地があり、(iii)さらにその南部には広くA B C D地区に跨り田地がかなり広く存在するが、(iv)東部(前島・広瀬、沖城)に畑地が存在す



明治7年(1874)「第三大区三小区木ノ本村榎原村古屋村耕地図面(複写)」(紀 825)を基図とし、耕地区画により、地種を区別して作成。

#### 第4図 近世木ノ本村の田畑区分図

る。(V)さらに南部には旧砂丘上(後に小屋村の領地)に開発途上の畑地が展開するという構造である。

海抜の高さで見ると、山沿いの多くは5m以上、淡島街道両側は3m以上、広大な田地と東部畑地は2m程度、その南部旧砂帯北側は2m未満の後背湿地帯である。木ノ本村の土地利用状況はこのような自然条件に規定されていた。さらに山沿いの田地はわき水・清水とそれの引水によるものと推測される。中央部の田地畑地の分布は水利灌漑施設の存否が条件となるであろう。なお、A～Dの地区区分の境界がクロスする地点には「辻堂」「辻道」という小字がある。



(2) 耕地の形成過程

先に五地区ごとの田畑の面積を確認し、いずれも二対一であったが(第1表)、地区ごとの状況をみておきたい。

A地区では、すでに述べたように集落を中心とする畑地と田地の結合が見られた。田地は、大谷筋の「山田」、山裾近くの「北山田」(ほとんどが上々田)とA地区南部に広く展開していた。「山田」の灌漑は谷筋の湧き水であるが、「北山田」およびA地区南部の水田の灌漑用水はどこから供給されるのであろうか。「山田」の水田開発はその地に池造成の可能性を推測させ、少なくとも宮ノ前田地の灌漑を担ったであろう。また「北山田」の南側(鍛冶垣内の内)に「堀端」という小字が存在し、堀用水溝が存在したことが分かる(後に別所から流れる「堀端川」とよばれる<sup>20</sup>)。この用水は「苗代」を経由してA地区南部西部への用水供給と関わっているであろう。なお、「苗代」は八幡社の鳥居脇にあり、さらに検校屋敷に近く、木本荘の苗供給の枢要地であることが推測される。

このように田地が広がるが、集落の北側に広がる「鍛冶垣内」については「匠塚」の存在が伝承されており、かつて鉄製造具職人の居住したことが推測される。南西端(西ノ庄村との境)にある「つく田」<sup>(畑)</sup>は微高地の(海拔2m余)畑地である。「岩目」辺りの水田の開発は進んだが、用水の限界があり、「つく田」は水田に適さなかったであろう。

続いて南に接続するC地区についてみておこう。まず、「高田」の一部はA地区「つく田」に続く微高地にあり、畑地である。「牛飼免」はこの頃は全て田となっているが、かつて牛飼人に支給された免田の名残であろう。

「金善堀」の海拔は1m以下の低湿地で、後に「今善堀」「コンジョウホリ」等と呼ばれるが、元は「金善」という人物を想定することができよう。この人物が小字「金善堀」の一部に、低地条件を利用して用水確保、排水収容のため、ある時期に池が掘られたとの想定は想像が逞しすぎるであろうか(後には「今善堀川」として整備される<sup>22</sup>)。いずれにしてもこの用水源・排水池確保により、南部一帯の田地化が前進したと推測される。C地区南部の「畑尻」

は文字通り畑地の端っこであったが、「西小松」を含め、一七世紀初頭においては全て田地となっている。<sup>23)</sup>「高田」の水田化も進んだ。

C地区南部の西半分には「西小松」「松ノ和田」という小字があり、松が群生していたと見られる。松の群生はE地区「小屋ひらき」との間の帯状地帯(砂帯海背面、おそらく松林)に続くものである。南部東半分には「蓮池」「うるす<sup>(端)</sup>」という池や湿地を示す小字があるが、いずれも水田である。湿田であろうが、用益可能な田地となっている。これらの田地化がいつ頃の変化か不詳であるが、さらに南部沖地の「小屋ひらき」の状況から近世直前ではなくさらに遡る可能性があらう。

次にB地区はでは山中「安楽谷」から始まり、「岩口」から古墳地まで、「天神ノ前」を含み東西帯状に田地が続くが、この用水源は天神谷と安楽谷の湧き水であり、小池の存在も想定され、これを用水源とする用水路設置が想定される。「森塚」の北側に「清水」という小字があり、山間湧き水の集約水や伏流水も想定される。近くには小字「谷河橋」「川はた<sup>(端)</sup>」があるところから谷河が流れることが分かるが、両者は同一の用水の可能性もある。後には別所から流れる用水の「北川堤」が存在する。<sup>24)</sup>

「天神ノ前」はほとんどが上田であるが、二〇筆中一二筆はすぐ近くに居住する「かわた」身分七人が耕作している。山間谷筋の「安楽谷」三筆、「安楽谷山ノ口」三筆も「かわた」身分三人が耕作している。「かわた」身分は近世初期に付されたもので、中世期の呼称は不明であるが、この居住集団は天神社の前地の耕作権を持ち、二反の居住地があり、谷筋の田地開発を担っているところから、天神社への奉仕集団であった可能性がある。<sup>25)</sup>

「岩口」の小字名は同地の北方にある「岩の谷<sup>(端)</sup>」と付合するが、その他に谷筋からの自然用水により古くからの水田であったと見られる。その一部には「苗代」田があり、この地を管理し、用益する勢力が天神社を祀ったと理解される。(A地区も同じであるが)B地区では、初源的には山間部の湧き水に依拠した水田開発を担った人々が当

地の社会勢力として存在した。

D地区では、多くの土地は榎原村の土地となっており、木ノ本村の土地は一部に限られる。そこで、「西蟹田」など比較的多くの土地が木本村のままである南半分から先に見てゆこう。<sup>(27)</sup>

南半分の内「西蟹田」「大こも」<sup>(菰)</sup>「樋口」はほとんどが田地である。「樋口」という小字は村領南東部にあるが、延享検地帳には「梅ノ木」「西小松」「半田」「大橋」「西蟹田」「うるす」「東なかミ田」「大こも」に「堀成荒」という高引き注記があり、一七世紀末までに堀が整備されたことを知りうる。第3図では明治七年段階の用水路「新堀川」が「松ノ和田」「西蟹田」区画の上縁部を道沿いに東西に走っている。すなわち、一七世紀初めすでに最南部の灌漑・排水の整備が着手されており、これが同地の田地化の条件となっていたことがわかる。この辺りは湿地地であるから、排水機能を持つことが不可欠であり、その後の整備課題でもあった。

D地区北半分(ほとんどが後に榎原村領となる)については、短冊状の土地をつなぎあわせて推測すれば、安養寺を含む「榎原田」「しを田」<sup>(塩)</sup>は畑地の可能性が高い。しかし、字名自身が「榎原田」となっており、宝永四年(一七〇七)の「紀州泉州入会山争論絵図」<sup>(28)</sup>裏書には「新田村」とあることから、一七世紀初期にはすでに田地化していたことも否定できないが、結論は留保せざるを得ない。なお小字「広瀬」は用水体系が異なっており田畑が入り混じっている。

### (3) 耕地開発の南進

図E地区に示した耕地片は「小屋ひらき」という字が付いている。すなわち、一七世紀前半に分村される「小屋村」(後に古屋村)の村領となる土地空間が、慶長六年(一六〇一)段階では畑地として開発し始められていることがわかる。「小屋ひらき」とある耕地片は七筆で、全て下々畑、合計二反一畝一一步である。この段階でこれ以外に耕

地登録はない。「小屋ひらき」は相互に離れて点在し、木ノ本村に属する土地は海浜部空間の一部にすぎない。一七世紀初め、慶長検地時の土地所持者は七筆とも東に位置する松江村の村民の入作である。かなり広い海浜部の開発は松江村村民の手で着手され始めた段階と言えよう。この絵図では記されていないD地区南(図下部)、E地区東は同様な地形環境の松江村村領である。同村領においても海浜部への開発が進展しつつあったが、その流れが西へ押し寄せて行つたと推測される。なお、E地区が木ノ本村領であったのは同村の地先海浜に位置するからであろう。ちなみに、さらに南側には、一九世紀段階では松林が描かれている。おそらく自然生育とともに畑地開発後に開発地保護のため松林の植林等が実施されたのであろう。海岸景観を形成している。<sup>30)</sup>

#### おわりに

本稿では検地帳と明治初期絵図の地番情報から小字の復元、土地構成の把握を通じて木本村の村落景観を分析し、地域の歴史的経験を再現することに努めた。分析の結果、次の諸点が解明された。

- 1、八幡社の麓、淡島街道沿いに一見街村集落が形成されたように見えるが、都市的な集住ではなく、街道に面し、三つの屋敷群が西から東へほぼ接続する形で定着し、さらに膨脹した集落である。「検校分屋敷」など荘園制支配の残滓を含みながら、近世以前に集落と田畑、鎮守社、寺院を含む村落世界を形成した。
- 2、村の領域東部には、かつて天神社と成福寺・大安寺が存在し、それらをささえ、田畑を開発し、諸社会的分業をになう垣内集団が存在した痕跡が認められる。しかし住民は西部の街道沿いに移住し、惣村に吸収されたと見られる。寺院についても同様な動向があったことを垣間見ることができるといえる。近世「かわた」身分に繋がる集団だけがその地に継続して居住し、村領東部の耕作を担った。また東部に存在した谷川村は消滅した。

3、山沿い地の水田耕作は(莊園制が展開する)かなり古い時代から始められ、一定の水利施設、排水施設を構築し、中央部南部の湿地にも水田化が広がった。屋敷地廻りのやや微高地では畑地がまとまって存在した。このような開発は中世を通じて展開し、近世初頭期には南部砂丘帯までの村領空間をほぼ覆い尽くした。

4、戦国期には、砂丘帯の畑地開発が射程に入った状況にあった。

以上のように、小字の分析から木ノ本村の歴史の経過や近世初頭期の現状をある程度描くことができた。今後はこれらの知見を前提として、近世を通じての村落社会の展開、近代社会への移行についても検討したい。

注

(1) 日下雅義「紀伊湊と吹上浜」(安藤精一編『和歌山の研究1地質・考古学篇』所収、清文堂出版、一九七九年)。

(2) 矢田俊文「明応七年紀州における地震津波と和田浦」(『和歌山地方史研究』二二、一九九一年)によって明応七年(一四九八)の地震によって紀ノ川の本流は砂帯を破って直線的に西海に注ぎ込む流路となったことが解明された。前掲注(1)日下論文および、その後執筆された和歌山市役所『和歌山市史 第一巻』(一九九一年)の同氏執筆部分(六六頁)では未だ流路変更は明示されていない。流路変更は木ノ本地区の後背湿地状況を大きく変えるものではなかったが、長期の排水にはプラスに作用したと推測される。

(3) 前掲注(2)編纂書六四一〜四二頁、七五〇頁(小山靖憲執筆)

(4) 中野栄治「紀伊国の条里制」(古今書院、一九八九年)一七八頁。第五章第三節「海部郡土入川流域の開発」参照。

(5) 慶長一八年(一六二二)「紀伊州検地高目録写」、(和歌山県『和歌山県史 近世史料三』一四頁)。

(6) 高橋進『紀伊国海土郡木本村の記録』(自家出版、一九六一年)、同氏「紀泉入会山に関する裁判記録」(『和歌山市史編纂史料 史

料叢書(3)「和歌山市役所、一九七二年」、広本満「維新时期における近郊農村の階層構成―和歌山近郊木本村東組の場合―」(『和歌山史学』創刊号、一九六三年)、同氏「維新时期における農業生産と地主制の展開(1)(2)」(『和歌山史学』第一号・第二号、一九六九年・七〇年)、垣内篤磨「壬申戸籍からみた木ノ本の人口構成」(『和歌山史学』第二号、一九六四年)。

(7) 木村礎「なぜ村落景観を―研究の意義と方法―」(『村落景観の史的研究』所収、一九八八年)、同「景観復原の方法」(『明治大学人文科学研究所紀要』別冊九、一九八九年、後「村の世界 村の景観―木村礎著作集Ⅶ』に収録、一九九六年)を参照。

(8) 国土地理院防災地理課「治水地形分類図 解説書」(二〇一五年)。一七世紀初頭期には、莊園開発期以来、耕地拡大・安定化が一定の段階に到達しており、近世後期には平野化するのではないかと推測されるが、今一度小地域ごとに特徴を精査する必要がある。

(9) 和歌山県立文書館「海士郡木本村高橋家文書目録」(一九九九年)が刊行されている。また紀州研では仮目録を作成し、高橋家から寄贈を受けた。同研究所では二〇二〇年一月に特別展「助左衛門家五代記―高橋家と木ノ本村―」を開催している。目録は筆者が作成し、展示にも関わった。仮目録は今年度中に刊行される予定である。

(10) 文書館に保管された高橋家文書の一群は、文書館が高橋家から運び出す一九九三年以前、市史編纂事業に関わり、同編纂室に仮置きされていた。この文書群を一九八〇年頃、筆者は学生指導(日本史料演習)の目的で、同室に向き目録化を行った。縦書き手書きの目録を今も保持している。該当史料については「延享元年か」と記録している。ちなみに一点ごとに古文書情報を書き込んだカードを添え置いた(文書に挟み込んだ)。撤去しないまま過ごしたが、その後、文書群は高橋家に返却され、それが文書館へ移管された。『高橋家文書目録』の解説には「編纂作業のための史料の貸出・整理作業が行われた時のものと思われる整理カード」とあるが、筆者と当時の学生の仕業である。四〇年ぶりに再会した。

(11) 元禄検地帳写し作成については、例えば和歌山市役所「和歌山市史 第二巻」(一九八九年刊)第三章一節、かつらぎ町役場「かつらぎ町史 通史編」(二〇〇六年)五一〇頁・六八三頁(いずれも筆者執筆)に説明されている。

(12) 二〇二二年現在、和歌山市立博物館に仮保管されている。和歌山市史編纂時に高橋進氏が預けたものであろう。

- (13) 前出「檢校分屋敷」は七畝六歩(二番目の大きさ)で、この方形地は東の方形が五畝一八歩、逆し字形地が三畝二一歩、合計九畝九歩。この二筆が元一筆であれば、これは最大の大きさであった。中世のある時期には荘民の有力者の屋敷であった可能性があらう。
- (14) 古く熊野権現社の勧請の可能性がある。退転した天神社と権現社が併設されていたことも考えられるが、詳細は不明である。天神社は現在木ノ本八幡宮の境内に合祀されている。いつ合祀されたかは不詳。
- (15) 北側の「森塚」については、「此坪内ニ丸山御座候を森塚と往古申伝へ候」とあり、小字「清水」については「是ハ釈迦塚と申山御座候、古釈迦堂御座候由申伝へ候」とある。「金山」(釜山)を含めこれらが木本三古墳であることは言を俟たない。ちなみに、天神社・成福寺について『紀伊続風土記』には触れられていない。
- (16) 鎌倉期湯浅党構成員木本氏が存在したが、『和歌山市史 第一巻』七五一頁)、これと繋がる勢力が居たのだろうか。
- (17) 「室」についてはさしあたり、三浦圭一『日本中世賤民史の研究』(一九九〇年、部落問題研究所)の第二部第四章「一六世紀における地域の分業流通の構造」参照。
- (18) 明治七年段階の土地の筆界は近世初期の複数筆が合筆されている場合が多く、明治七年絵図に記された一筆の区画のどこが近世初期複数筆の筆界であるかを判断することはかなり困難である。明治七年絵図で筆界が確定出来る場合は実線で示したが、屋敷地と畑地が入り交じる場合は道路側を屋敷地とし、奥側を畑地とし、境界を破線で示した。複数の屋敷地が合筆されている場合も境界が確定出来ないで同様に破線とした。
- (19) 八幡社の勧請と木本荘水田開発の歴史の根源地の可能性もある。
- (20) 前掲(6)高橋進著書挿入付図。
- (21) 「あさな書上」に「此坪ノ内ニ匠塚と申山御座候」とある。
- (22) 前掲(6)高橋著書挿入付図。
- (23) 砂洲の後背湿地であり、排水が悪く下々田であった。多くの水は必要ではなかった。

(24) 前掲(6)高橋著書挿入付図に紹介されている。

(25) 延享検地帳では同一名が「かわた」とも「かいと」とも記されている。「ハ」は「わ」音であり、「い」とほぼ同形である。変体仮名の「た」「多」のくずし字と「と」は酷似しているので、誤写が生じたと理解される。それゆえ、「かわた」身分の家数は二一軒で、「うすわ」「前島」「広瀬」「蟹田」など五町二反歩の田畑を広範囲に所持した。全てB D地区(東部)であるところに特徴がある。高橋進氏整理による一四軒(注(6)高橋著書二一頁)は間違いである。

(26) 前掲(6)高橋著書挿入付図。

(27) 延享検地帳の名請人に「榎原」の肩書きを持つ者はいない。それは榎原住民が所持する土地は全て一七世紀初期の分村で榎原村に移されたためである。「西蟹田」等の土地は、榎原村民以外松江村村民と木ノ本村村民も所持していた。

(28) この水路のみ図中示した。この図では水路表示は難しいので明記していないが、図中の曲線は道を示し、ほとんどの場合、道沿いの水路が存在している。しかし、これらが近世初期から存在したか否かは自明ではない。近世初期には一部の水路のみと考えられる。

(29) 和歌山県立博物館所蔵。

(30) 同じような地形環境にある海部郡の西浜村では一七世紀中頃に松が大規模に植林されている。拙稿「江戸期、城下町近郊海浜部の防災堤防」(『紀州経済史文化史研究所紀要』第二六号、二〇〇五年)参照。

## 謝辞

史料閲覧に際し、和歌山大学紀州経済史文化史研究所・和歌山県立文書館・和歌山市立博物館にお世話になった。記して謝す。